（事前審査方式・Ⅱ型・単体）

# 入　　札　　公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

本案件は、電子入札案件であり、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した入札を実施するものである。

本案件は、施行令第１６７条の１０の２の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者とする「総合評価落札方式　Ⅱ型」により執行する。

令和７年９月17日

前橋市公営企業管理者　膽　熊　桂　二

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　入札対象案件 | | | |
| | (1) 契約事務案件番号 | 5071009056 | |
| | (2) 件名 | 前橋水質浄化センター　汚泥炭化施設熱交換器ほか更新工事（単処第１号） | |
| | | 債務負担案件 | 該当 |
| | | 再度公告案件 | 非該当 |
| | (3) 履行場所 | 前橋市六供町三丁目１番９ほか | |
| | (4) 概要 | 熱交換器更新　　１　基<br>乾燥汚泥コンベヤ更新　　１　台 | |
| | (5) 履行期間 | 令和７年11月５日　から　令和９年３月11日まで | |
| | | フレックス工期 | 非該当 |
| | | 週休２日制現場 | 該当（詳細は設計図書に記載） |
| | (6) 予定価格（税抜き） | 金　339,660,000円 | |
| | | 調査基準価格及び失格基準価格 | 有 |
| | (7) 入札保証金 | 免除 | |
| | (8) 契約保証金 | 要（請負代金額の１０分の１以上） | |
| | (9) 前金払 | 有 | |
| | (10) 部分払 | 無 | |
| | (11) 建設リサイクル法 | 非該当 | |
| | (12) 議会の議決に付すべき契約 | － | |
| | (13) 設計業務等の受注者 | － | |
| 2　入札に参加する者に必要な資格 | | | |
| | (1) 入札参加形態 | 単体 | |
| | (2) 建設業の許可 | 機械器具設置工事業 | 一般又は特定 |
| | | 公告日時点において、上記要件を満たす者であること。 | |
| | (3) 資格者名簿への登録 | 機械器具設置工事 | |
| | | 公告日時点において、令和６・７年度の前橋市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上記業種で登録されている者であること。 | |
| | (4) 等級又は所在地 | 群馬県内に建設業法に基づき設置された本店又は支店若しくは営業所（ぐんま電子入札共同システムにおいて前橋市の委任先として登録されているものに限る。）を有する者であること。 | |
| | | 公告日時点において、資格者名簿に上記等級で登録されている者又は資格者名簿に登載された事業所の所在地が、上記要件を満たす者であること。 | |

| | | |
|---|---|---|
| | (5) 履行実績等 | 平成２７年度以降において、元請として、完成、引渡しが完了した、次に掲げる機械器具設置工事の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）<br><br>用　　途：水質浄化センター又は下水道処理施設<br>公告日時点において、上記要件を満たす者であること。 |
| | (6) 現場代理人 | 開札日時点において、３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できる者であること。 |
| | (7) 主任技術者等 | 入札参加申請日時点において、３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を建設業法第２６条の規定に基づき配置できる者であること。 |
| | (8) 他の一般競争入札等に参加している場合の取扱い | 分割工事の設定　無<br>－<br>分割対象案件（発注済・同日公告同日開札（開札順）、発注予定等）<br><br>一抜け方式の設定　無<br>－<br>開札順序・案件名等 |
| | (9) その他の参加資格 | ア　施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者又は同条第２項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。<br>イ　前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等でないこと。<br>ウ　入札参加申請の日から契約締結日までの期間に前橋市指名停止措置要綱（平成６年３月２９日伺定め。以下、「指名停止措置要綱」という。）第２条又は前橋市水道局暴力団排除対策措置要綱第２条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。<br>エ　入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。<br>(ｱ)親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。<br>(ｲ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。<br>(ｳ)上記（ｱ）又は（ｲ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。<br>オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者。）であること。<br>カ　再度公告案件の場合にあっては、初度の入札で無効又は失格となった者でないこと。<br>キ　建設業法第２７条の２３の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知（当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の１年７か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。<br>ク　設計業務等の受注者でないこと又は１(13)に掲げる設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において次のいずれにも関連がある者でないこと。<br>（ｱ）　設計業務等の受注者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資を |

| | | |
|---|---|---|
| | | している建設業者。<br>（ｲ） 建設業者の代表権を有する役員が、１(13)に掲げる設計業務等の受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。 |
| | | 公告日時点において、上記要件を満たす者であること。 |
| 3　総合評価に関する事項 | | |
| | (1) 総合評価点の算定方法 | 総合評価は、入札者の入札価格に基づいて算定した「価格点」と入札者が提出した評価項目算定資料から施工能力等を算定した「価格以外の評価点」を加算した総合評価点をもって行う。<br>総合評価点＝価格点（最大７０点）＋価格以外の評価点（最大３０点） |
| | (2) 価格点の算定方法 | 価格点＝配点（７０点）×最低価格／入札価格<br>〔小数点以下第４位を四捨五入〕 |
| | (3) 価格以外の評価点の算定方法 | 価格以外の評価点は、評価項目及び評価基準に基づき算定した評価点の合計とする。<br>複数の技術者を配置予定技術者として入札参加申請した場合、技術者関連評価項目に係る算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。この場合、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。<br>なお、評価項目算定資料を提出しない者の入札は、無効とする。<br><br>ア　総合評価方式における評価項目算定資料の提出について（様式第１号）<br>イ　企業工事成績対象工事一覧（様式第２号）<br>ウ　施工実績評価資料（様式第３号）<br>エ　ＩＳＯ及びエコアクション 21 取得評価資料（様式第４号）<br>オ　指名停止評価資料（様式第５号）<br>カ　本店、支店及び営業所評価資料（様式第６号）<br>キ　地元企業活用計画書（様式第７号）<br>ク　技術者雇用評価資料（様式第８号）<br>ケ　地域防災力評価資料（様式第９号）<br>コ　配置予定技術者工事成績対象工事一覧（様式第１０号）<br>サ　配置予定技術者施工実績評価資料（様式第１１号）<br>シ　配置予定技術者継続教育評価資料（様式第１２号） |
| | (4) 価格以外の評価内容の確保 | ア　総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を行う。<br>イ　工事完成検査時において算定される地元企業の活用率が、総合評価点の算定の際に加点された地元企業の活用計画の評価点に応じた評価基準における活用率の下限を下回った場合は、前橋市工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において減点する。 |
| | (5) 入札結果の公表 | 入札結果及び総合評価に関する審査結果は、前橋市水道局建設工事等の発注見直し等の公表に関する要綱に基づき公表する。 |
| 4　入札手続き等 | | |
| | (1) 設計書等の配布 | 電子入札システムから配布する。 |
| | (2) 入札参加の申請方法 | 次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を添付し、電子入札システムにより申請すること。<br>なお、申請書等は、１つのフォルダ内にまとめＺｉｐ形式に圧縮することとし、提出する電子ファイルの容量が３ＭＢを超える場合は 4(6)入札担当部署まで連絡すること。<br><br>ア　入札参加資格確認申請書（様式第３号）（資格証明及び雇用関係の証明の写し添付）<br>イ　総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則第十九条の九、第二十一条の四関係　様式第二十五号の十五）（入札参加資格審査書類提出時点で有効かつ最新のもの） |

| | | |
|---|---|---|
| | | ウ　建設業許可通知書の写し（最新のもの）<br>エ　施工実績及び施工実績を証明する工事請負契約書の写し等<br>※契約書の写しは、工事名・金額・工期・発注者・受注者・工事内容の確認ができる部分のみでよい。当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）」に登録されている場合は、契約書の写しに代えて同システムの打ち出し帳票の写しでもよい。ただし、CORINS 登録の内容で施工実績が確認できない場合は、図面等の写しも一緒に添付すること。<br>オ　建設業許可申請書の写し（営業所技術者等一覧表又は専任技術者一覧表）（建設業法施行規則第二条関係　様式第一号　別紙四）（最新のもの）<br>カ　建設業許可申請書の写し（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書）（建設業法施行規則第三条関係　様式第七号）（最新のもの）<br>キ　関連業者報告書（様式第３号の３） |
| | (3) 入札公告又は設計書等に対する質問方法 | ア　電子入札システム内の説明要求内容欄に質問内容を入力することとし、「添付資料追加」機能は使用しないこと。なお、題名、説明要求内容等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しない。<br>イ　入札公告に対する質問と設計書等に対する質問は、それぞれ別の質問として登録すること。 |
| | (4) 質問に対する回答書の閲覧方法 | 電子入札システムにより閲覧すること。 |
| | (5) 入札書及び積算内訳書の提出方法 | 入札書及び積算内訳書：入札書に積算内訳書を添付し、電子入札システムにより提出すること。<br>評価項目算定資料：前橋市電子申請システム（LoGo フォーム）により提出すること。資料は１つのフォルダ内にまとめ、Ｚｉｐ形式に圧縮すること。なお、提出する電子ファイルの容量が１０ＭＢを超える場合は４(6)入札担当部署まで連絡すること。 |
| | (6) 入札担当部署（問い合わせ先） | 前橋市水道局経営企画課（前橋市契約監理課内）<br>前橋市大手町二丁目１２番１号　市役所本庁舎３階<br>電話　０２７－８９８－６２８８（ダイヤルイン）<br>メールアドレス　shinsa-k@city.maebashi.gunma.jp |
| 5　入札日程等 | | |
| | (1) 設計書等の閲覧 | 公告日から |
| | (2) 入札参加の申請期間 | 公告日から　令和 7 年 9 月 25 日(木)　16 時まで |
| | (3) 入札公告又は設計書等に対する質問期間 | 公告日から　令和 7 年 10 月 3 日(金)　16 時まで |
| | (4) 質問に対する回答書の閲覧期間 | 令和 7 年 10 月 8 日(水)から |
| | (5) 入札参加資格確認結果通知書の通知 | 令和 7 年 10 月 2 日(木) |
| | (6) 入札書、積算内訳書及び評価項目算定資料の提出期間等 | 令和 7 年 10 月 10 日(金)　10 時 00 分から<br>令和 7 年 10 月 15 日(水)　12 時 00 分まで<br>入札回数：1 回　積算内訳書：有 |
| | (7) 開札日時 | 令和 7 年 10 月 22 日(水)　9 時 30 分 |
| 6　入札時の注意事項 | | |
| | (1) 独占禁止法の遵守 | 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為をしないこと。 |
| | (2) 入札書に記載する金額 | 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ |

| | | |
|---|---|---|
| | | ず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| | (3) 積算内訳書 | 積算内訳書は、積算内訳資料と同項目とし、記載内容については数量、単価、金額等を明らかにしたものであること。 |
| | (4) 入札の無効 | 次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。<br>ア　本競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札<br>イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>ウ　同一事項に対し２以上の入札をした者の入札<br>エ　入札に際し不正行為のあった者の入札<br>オ　入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札<br>カ　積算内訳書を提出しなかった者の入札<br>キ　積算内訳書の金額と入札書の金額が同額ではない者の入札<br>ク　記載不備等の意思不明瞭な積算内訳書を提出した者の入札<br>ケ　その他入札に関する条件に違反した者の入札<br>なお、刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為をしない旨の誓約書を提出しない者のした入札は、上記ケに該当する。また、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、落札決定時において入札参加資格のない者が行った入札は上記アに該当する。 |
| | (5) その他 | ア　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。<br>イ　入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。 |
| 7　落札者の決定 | | |
| | (1) 落札者の決定 | ア　総合評価点の最も高い者を落札者とする。<br>イ　落札者となるべき者が２者以上あるときは、くじにより決定する。 |
| 8　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 | | |
| | (1) 苦情申立書及び提出方法 | 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求める場合は、入札参加資格確認結果通知を行った日の翌日から起算して３日以内（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４号）に規定する、土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までの日（以下「休日」という。）を除く。）に入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領（平成１９年７月２４日伺定め。以下「苦情処理要領」という。）で定める苦情申立書（様式第１号）を４(6)入札担当部署に持参により提出すること。 |
| | (2) 苦情申立書に対する回答方法 | 苦情処理要領で定める苦情申立回答書（様式第２号）により、苦情申立書の提出期限の翌日から起算して２日以内（休日を除く。）に回答する。 |
| 9　その他 | | |
| | (1) 電子入札システムによる手続きは、電子入札システム利用時間内（休日を除く、平日の９時から２０時の間）に行うこと。<br>(2) ４(6)入札担当部署へ提出書類を持参する場合は、休日を除く、平日の８時３０分から１７時までの間に行うこと。<br>(3) 現場説明会は、開催しない。<br>(4) 申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。<br>(5) 申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料等の差し替え又は再提出は認めない。<br>(6) 提出された申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料等は、返却しない。<br>(7) 提出された申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。<br>(8) 申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行う。<br>(9) 事後審査方式の場合にあっては、落札候補者となった者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行う。<br>(10) 前橋市水道局建設工事等電子入札運用基準の規定により、発注者の判断において、電子入札から紙入札へ切り替える場合がある。<br>(11) 入札参加者は、前橋市建設工事等入札注意事項（平成２０年１月９日伺定め）を熟読し、これを遵守すること。 | |

(12) フレックス工期により実施する工事等の取扱いは、次のとおりとする。
ア　落札者が設定した契約期間に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とする。
イ　契約期間の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事等に着手してはならない。
ウ　契約期間の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行う。
エ　契約期間の始期日の前日までは、現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。

評価項目及び評価基準

| 区分 | 評価項目 | 配点 | 評価基準 | 評価点 |
|---|---|---|---|---|
| 企業関係評価項目 | 1　企業工事成績評定（令和３年度～令和６年度）<br>・本市発注の対象工種の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。<br>・対象となる評定点が無い場合は平均値を６５点とみなす。<br>・評価点の小数点以下第 4 位は四捨五入する。 | 3.0 点 | 80 点以上 | 3.0 点 |
| | | | 65 点超 80 点未満 | (平均値-65)×3.0/15 点 |
| | | | 65 点 | 0 点 |
| | | | 65 点未満 | (平均値-65)×3.0/15 点 |
| | 2　企業の優良工事の受賞（令和４年度～令和７年度）<br>・本市発注の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。 | 3.0 点 | 表彰有り | 表彰回数×1.0 点〔最大 3.0 点〕 |
| | | | 無し | 0 点 |
| | 3　企業の施工実績<br>・公告日時点において評価対象工事を施工した実績により評価する。 | 2.0 点 | ４年以内の実績有り | 2.0 点 |
| | | | ４年を超える実績有り | 1.0 点 |
| | | | 実績無し | 0 点 |
| | 4　ISO 等の認証取得<br>・公告日時点において有効な、ISO9001、ISO14001 及びエコアクション 21 の認証取得の有無により評価する。<br>・ISO14001 とエコアクション 21 の重複加点は行わない。 | 2.0 点 | ISO9001、ISO14001 双方を取得 | 2.0 点 |
| | | | ISO9001、エコアクション 21 双方を取得 | 1.5 点 |
| | | | ISO9001、ISO14001 のいずれかを取得 | 1.0 点 |
| | | | エコアクション 21 を取得 | 0.5 点 |
| | | | 無し | 0 点 |
| | 5　指名停止の状況（令和３年度～令和７年度）<br>・本市からの指名停止の有無により評価する。 | 0 点 | 指名停止有り | 指名停止日数×－0.1 点〔最大－3.0 点〕 |
| | | | 無し | 0 点 |
| 社会的条件関係評価項目 | 6　地域内における本支店、営業所等の有無<br>・公告日時点において本市内の営業拠点の有無により評価する。 | 1.0 点 | 本店有り | 1.0 点 |
| | | | 支店、営業所有り | 0.5 点 |
| | | | 拠点無し | 0 点 |
| | 7　地元企業の活用計画<br>・工事完成検査時点において算定される地元企業の活用率（以下「活用率」という。）で評価する。<br>・活用率は次の算式によって算定し、小数点以下は切り捨てとする。<br>《算　式》<br>［活用率］＝［元請金額］／［地元企業による施工金額及び地元企業からの資材調達金額の合計］×１００ | 3.0 点 | 90％以上 | 3.0 点 |
| | | | 70％以上 90％未満 | 2.0 点 |
| | | | 50％以上 70％未満 | 1.0 点 |
| | | | 50％未満 | 0 点 |
| | 8　技術者の雇用（技術職員数）<br>・公告日時点において経営事項審査に係る総合評定通知書に記載されている技術職員数により評価する。 | 1.0 点 | 50 人以上 | 1.0 点 |
| | | | 20 人以上 50 人未満 | 0.5 点 |
| | | | 20 人未満 | 0 点 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ９　技術者の雇用（新規若年技術職員確保）<br>・公告日時点において経営事項審査に係る総合評定通知書に記載されている新規若年技術職員の育成及び確保の該当の有無により評価する。 | 1.0点 | 該当 | 1.0 点 |
| | | | 非該当 | 0 点 |
| | １０　地域防災力（令和 5 年度～令和 6 年度）<br>・前橋市が管理する社会資本の維持修繕に関して、応急対策又は市との災害時協定を締結した団体としての活動実績の有無により評価する。 | 1.0点 | 3 回以上の実績有り | 1.0 点 |
| | | | 3 回未満の実績有り | 0.5 点 |
| | | | 実績無し | 0 点 |
| 技術者関係評価項目 | １１　配置予定技術者工事成績評定（令和３年度～令和６年度）<br>・主任技術者、監理技術者又は担当技術者として携わった前橋市発注の対象工種の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。<br>・対象となる評定点が無い場合は平均値を６５点とみなす。<br>・評価点の小数点以下第 4 位は四捨五入する。 | 4.0点 | 80 点以上 | 4.0 点 |
| | | | 65 点超 80 点未満 | (平均値-65)×4.0/15 点 |
| | | | 65 点 | 0 点 |
| | | | 65 点未満 | (平均値-65)×4.0/15 点 |
| | １２　配置予定技術者の優良工事の受賞（令和４年度～令和７年度）<br>・主任技術者、監理技術者又は担当技術者として携わった前橋市発注の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。 | 3.0点 | 有り | 表彰回数×1.0 点〔最大 3.0 点〕 |
| | | | 無し | 0 点 |
| | １３　配置予定技術者の施工実績<br>・公告日時点において主任技術者、監理技術者又は担当技術者として評価対象工事を施工した実績により評価する。 | 2.0点 | ４年以内の実績有り | 2.0 点 |
| | | | ４年を超える実績有り | 1.0 点 |
| | | | 実績無し | 0 点 |
| | １４　若手・女性技術者の配置<br>・公告日時点において４５歳未満の技術者（若手技術者）又は女性技術者の配置の有無により評価する。 | 2.0点 | 若手かつ女性技術者の配置有り | 2.0 点 |
| | | | 若手技術者又は女性技術者の配置有り | 1.0 点 |
| | | | 配置無し | 0 点 |
| | １５　配置予定技術者の継続教育（令和５年度～令和６年度）<br>主任技術者又は監理技術者としての所有資格に関するＣＰＤの取り組みを評価する。 | 2.0点 | 10 単位以上 | 2.0 点 |
| | | | 10 単位未満 | 1.0 点 |
| | | | 取り組み無し | 0 点 |

評価項目及び評価基準における対象工種は、次の工種とする。

| |
|---|
| 機械器具設置工事 |

評価項目及び評価基準における評価対象工事は、公告日時点において次の条件を満たす工事とする。

| |
|---|
| 平成２７年度以降において、元請として、完成、引渡しが完了した、次に掲げる機械器具設置工事の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）<br><br>用　　途：水質浄化センター又は下水道処理施設<br>契約金額：１億８千万円以上 |

評価項目及び評価基準における継続教育（ＣＰＤ）の評価対象団体は、次のとおりとする。

・建設系ＣＰＤ協議会に加盟している団体

・建築ＣＰＤ運営会議に加盟している団体

（注）評価項目算定資料の記載にあたっての注意事項は、様式の下段に示すので必ず確認すること。